

# 都市計画マスタープランを改定しました

**町**では、社会状況の変化や関連計画の見直しに合わせ、まちづくりを進めるため、3月に「寄居町都市計画マスタープラン」を改定しました。このプランは、町の都市計画の目指す将来像や都市づくりの方向性を定めた基本的な計画です。

## ■計画期間

2018年度（平成30年度）  
～2037年度（平成49年度）

## ■目指す都市の将来像

平成28年度に策定された第6次寄居町総合振興計画で定める町が目指す姿「可能性∞（むげんだい）笑顔満タン よりいまち」の実現。町内の産業振興による活性化と、町の財産である自然、歴史、文化とが調和し、町民の皆さんやこれから町民になっていただ

く方に、より暮らしやすいまちづくりを進めたいという考え方に基づき「自然と共生し 産業と活力にあふれ 誰もが住みたくなるまち 寄居」と決めました。

## ■分野別方針と地域別構想

都市づくりの目標の達成を目指す、町全体に対する「土地利用」、「交通体系」、「水と緑」、「安心・安全」の4つの分野別方針と、町を「市街地」、「西部」、「桜沢」、「折原」、「鉢形」、「男衾」、「用土」の7つの地域に区分した地域別構想によりまちづくりに取り組みます。

**自然と共生し 産業と活力にあふれ 誰もが住みたくなるまち 寄居**

目指す都市の将来像を実現するため、都市づくりの目標を次のとおり定めました。

### 目標1 町全体に賑わいと活気を生み出すまちづくり

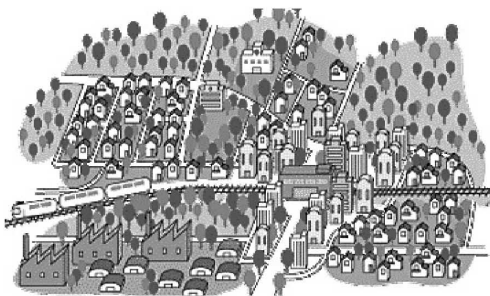
- 寄居駅周辺の拠点性強化
- 男衾駅周辺の住環境と都市機能整備
- 町内への企業誘致、住環境整備など

### 目標2 誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくり

- 町内での生活サービス環境、公共交通の維持
- 防災対策、減災対策の推進
- 公共施設等のバリアフリー化の推進など

### 目標3 豊かな自然を大切にし、共生するまちづくり

- 計画的な土地利用による自然環境の保全
- 農林地や水辺環境の管理と活用
- 自然環境を生かした観光振興など

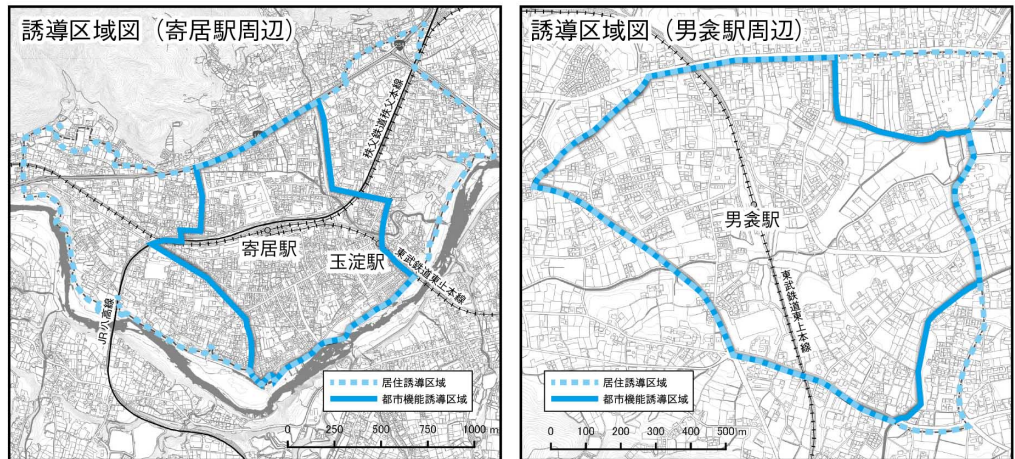


# 立地適正化計画を策定しました

**立**地適正化計画は、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応し、拡散型の都市構造から集約型の都市構造へ転換を図り、効率的で持続可能なまちづくりを推進するための都市計画マスタープランの一部として位置付けられる計画で、町では平成30年3月31日に策定、公表しました。

## ■計画の概要

町の都市計画で定める寄居駅および男衾駅周辺の用途地域内に「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」、「誘導施設」をそれぞれ定めます。また、本計画では、地域内の生活を支える機能の区域内への誘導や居住を促進する施策で区域内への居住誘導を緩やかに進めることによって、人口密度や生活サービス水準を維持する「持続可能なまちづくり」を進めます。



## 事前届出制度について

立地適正化計画を公表した平成30年3月31日以後に、居住誘導区域外で一定の規模以上の住宅地開発や建築を行うおとする場合、都市機能誘導区域外での誘導施設を建てる場合には、事前の届出が必要になります。

### ■居住誘導区域外における事前届出

#### ①開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸、または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で1000㎡以上の規模のもの

#### ②建築等行為

- 3戸以上の住宅の新築
- 建築物を改築、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

### ■都市機能誘導区域外における事前届出

- 次の誘導施設の建築目的とした開発行為や建築等行為
- スーパーマーケット（寄居駅周辺地域を除く）
- 子育て支援施設および金融機関（男衾駅周辺地域を除く）

#### ①開発行為

- 誘導施設を有する建築物
- 誘導施設を有する建築物を新築する場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

#### ②建築等行為

- 寄居町都市計画マスタープラン、寄居町立地適正化計画は都市計画課で閲覧できるほか、町公式ホームページでも閲覧できます。
- 問い合わせ  
都市計画課 ☎581・2121  
21内線241